土浦市立神立小学校いじめ防止基本方針

1　基本理念

(1)　いじめの定義

児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。（「いじめ防止対策推進法」第２条より）

(2)　いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために，いじめに対する認識を全教職員で共有する。すべての児童を対象に，いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

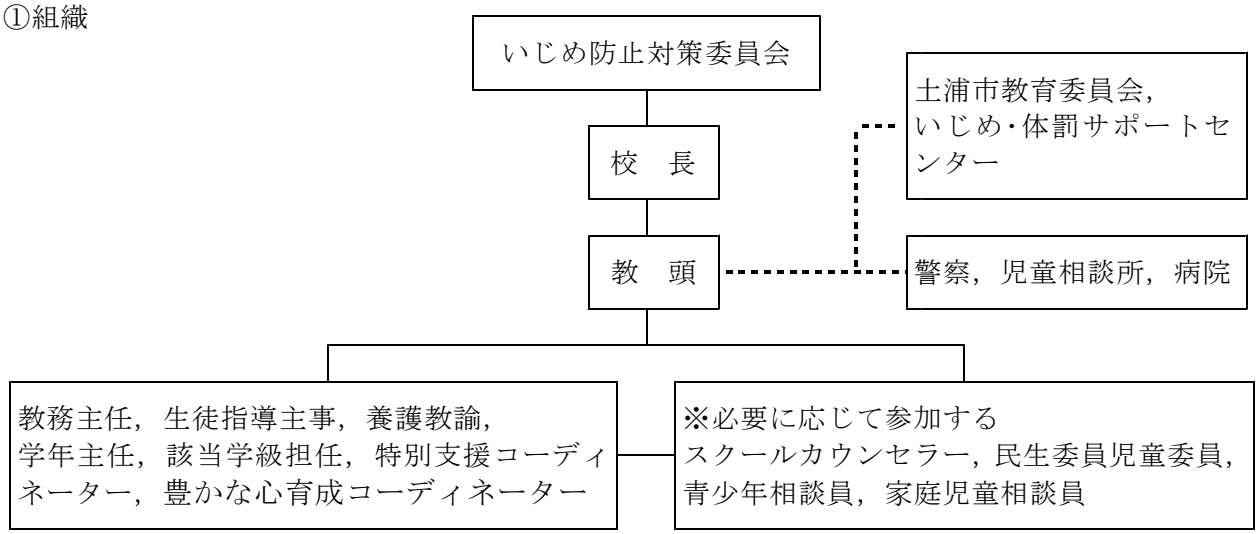
教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識

①いじめはどの児童にも，どの学校にも起こり得るものである。
②いじめは人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。
③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤いじめはその行為の態様により暴行，恐喝，強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑧いじめは学校，家庭，地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって取り組むべき問題である。

2　いじめ防止対策のための組織

(1)　いじめ防止対策委員会

①組織



②役割

○いじめ防止基本方針の策定及び見直し
○年間計画の企画・実施・進捗状況のチェック
○いじめの未然防止，早期発見，対応
○教職員の資質向上策

③開催

○必要に応じて委員会を開催（ケース会議）
※運営委員会，職員終会，職員会議で兼ねる場合もある。

(2)　毎週開催の学年主任会

(3)　職員会議での共通理解

3　いじめ防止のための取り組み

(1)　学年・学級経営の充実

規範意識を身に付ける指導と，よりよい人間関係の構築（一人一人の居場所のある学級づくり）を図る。

○学習指導の充実

・授業規律を徹底し，落ち着いた学習環境を確保する。

・「分かる授業」「自信を持たせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「個々の実態に配慮した授業」を目指して教職員一人一人が意欲的に取り組み，成就感や充実感を持てる授業づくりに努める。

・総合的な学習でインスタントシニア体験などの活動を通して，他者を思いやる心を育てる。

○道徳教育の充実

・道徳の授業を通して，児童の自己肯定感を高める。

・教材や資料の工夫により，自分自身の生活や行動を省みる機会をつくる。

・すべての教育活動において道徳教育を充実させ，人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

○特別活動の充実

・すべての学級で担任とスクールカウンセラーのＴＴによる構成的グループエンカウンターを実施し，よりよい人間関係づくりに努める。

・縦割り班活動で異学年による遊びなどの活動を通して，他人を思いやる優しさや人間関係を築く力を育てる。

○その他（立腰＆視写タイム，かかとピタッと!大作戦，オアシス運動，学校便り，学年・学級通信，朝のあいさつ運動，話を聞く態度をよくしよう強化週間，マナーアップ大作戦）

(2)　生徒指導体制

①情報交換及び共通理解

年度初めに全クラスで「配慮を要する児童」の様子と対応についての資料を作成し，支援会議を開き，全教職員で共通理解を図る。年度終わりには，その変容についての支援会議をもち，支援の成果と課題を確認する。

全教職員で配慮を要する児童や学年・学級の生徒指導に関した現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。（職員終会，職員会議，随時）

②外部団体との情報交換、連絡体制の確立

（防犯パトロール隊，青少年相談員，民生委員児童委員　等）

③各種調査の実施，分析，対策

（いじめアンケート実施・分析，学校生活アンケート実施・分析，保護者アンケート実施・分析，長期休みの生活指導計画，長欠児童対策　等）

(3)　教育相談体制

①担任，生徒指導主事，養護教諭等の職員が常に相談できる体制の構築

②アンケート調査結果の考察と対応策（学級集団の背景，学級の成果と問題点，教師の観察との共通点及び相違点など）

(4)　校内研修体制

①教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修の実施

②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修

(5)インターネット等でのいじめへの対応

①全校児童のインターネットに関する使用状況調査・現状把握

②情報モラル教育の推進

③未然防止のために，児童のパソコンや携帯電話，スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組み

④書き込みや画像の削除等の迅速な対応
⑤警察等の専門的な機関と連携

(6)地域・家庭及び関係機関との連携
①小中学校や保育所と情報交換や交流学習
②児童，保護者，学校の信頼関係の構築と円滑な連携，啓発活動
（授業参観・懇談会，個別面談，PTA活動，各種たより等）
③保護者からの相談に対する，家庭訪問や面談等の迅速かつ誠実な対応
④各種設備・団体との連携

4　早期発見のための取り組み
(1)　調査の実施によるいじめの早期発見
○アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で，学期１回の「心のアンケート」（無記名式）を実施し，それをもとに児童の話を積極的に聞くことにより早期発見に努める。
・必要に応じて臨時的に実施したり，記名式や持ち帰り方式などについても，児童の実情に応じて，実施方法に配慮する。
・Ｑ－Ｕテストを実施し，教育相談に生かす。
○日常の児童の様子に気を配り，その変化から早期発見に努める。

・交友関係の変化　・体調や表情の変化　・服装や持ち物の変化　・言葉遣いの変化 ・欠席，遅刻，早退の状況の変化　・保健室への来室回数の変化　など

(2)　教育相談の実施　　～気軽に相談できる雰囲気づくり～
○定期的な教育相談週間（６月，１１月）を設けて，全員と教育相談を行い，長い時間が必要なときは別に相談時間を設ける。至急案件がでたときには，自習体制（填補）にして教育相談を行う。
○日常生活の中で教師の声かけで気になることがあったときや児童からの申し出があったとき，チャンス面談を行い早期発見に努める。
○隔週でスクールカウンセラーとの教育相談を実施する。児童本人や保護者との教育相談を計画し，そこから得た情報から早期発見に努める。

5　対応の在り方
(1)　いじめに対する早期対応
○いじめに関する相談を受けた場合，管理職への速やかな報告と事実確認を行う。
○いじめの事実が確認された場合は，いじめ防止対策委員会を開催する。
○いじめを受けた児童，保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への継続的な助言をする。
○事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては，教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(2)　具体的な対処について
①いじめのサインに気付いた場合，大きな問題に発展しないように速やかに「予防的介入」を行う。
・情報の共有化を図り，他の職員の協力を得る。
・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに，主に担任が精神的な支えになる。（状況に応じて他の職員が中心になるなど，柔軟に対応する。）
・学級活動等でいじめに関する話題を取り上げるなど，全体的な指導のあたる。
・「学級づくりの時間」等，ふれあいの時間を大切にするとともに，所属感を味わえるような学級づくりに努める。
②本人・保護者等からいじめの訴えがあった場合，共感的に理解する。
・秘密の厳守を約束し，じっくりと話を聞いてやるなど安心感を与える。
・本人の苦痛を親身になって聞いてやるなど，理解を十分に示す。
・いじめが解決するまで，最後までしっかりと守ることを約束する。

・基本的には，本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
・担任や学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
・特に，保護者の訴えに対しては，生徒指導主事，教頭も同席するなど，複数で対応するようにする。

③いじめの現場を教師が直接発見した場合，その場ですぐに介入し，事実関係を明らかにする。
・いじめを制止し，関係児童を残す。
・必要に応じて他の教師の協力を求め，その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど，事実確認をする。
・その日のうちに，関係児童から個々に事情を聞き，再度事実確認をする。

④いじめていた児童，保護者への対応
・保護者を召還し，いじめの概要について説明し理解を求めるとともに，今後の家庭教育の在り方等について一緒に考える。
・いじめていた生徒に対しては，反省を促すよう指導するとともに，自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで，個別の関わりを継続的に行う。
・児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向けながら，当該児童が二度といじめを起こさないよう，継続的に指導する。
・スクールカウンセラー等による教育相談の活用を図る。

⑤いじめられていた児童，保護者への対応
・家庭訪問をし，いじめの概要について説明し，謝罪する。
・二度とこのようないじめが起こらないよう，指導の徹底を図ることを約束する。
・いじめられていた児童に対しては，様々な方向から心のケアをしていくとともに，安心して学校生活が送れるよう，全力で守っていくことを約束する。
・保護者とこまめに連絡を取り，丁寧に経過報告を行う。

⑥観衆，傍観者への対応
・はやし立てたりする行為はいじめを助長するもので，いじめをしているのと同じであることを指導する。また，黙って見ているだけであっても，いじめを容認していることになるということを理解させる。
・いじめの問題について話し合わせるなど，自分の問題として考えさせる。
・いじめは絶対に許されない行為であり，自分たちの力で根絶しようとすることが重要であることを指導する。

(3)　重大事態への対処

○重大事態の定義
・いじめにより児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

○重大事態への対応
・重大事態が発生したことを市教育委員会に速やかに報告するとともに，土浦警察署等関係機関 に通報し，援助を求める。
・教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織（いじめ防止対策委員会）を設置する。
・上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施するとともに，関係諸機関との連携を適切に行う。
・調査結果については，いじめを受けた児童，保護者に対して，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
・当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で，保護者説明会等により適切にすべての保護者に説明するとともに，解決に向け協力を依頼する。